実験動物施設管理運営規程

制定　平成16年３月10日
改正　平成27年４月１日
　　平成31年４月１日

（目的）
第１条　この規程は，「動物の愛護及び管理に関する法律（最終改正:平成26年５月30日法律第46号）」，（以下「法」という。）「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（最終改正：平成25年環境省告示第84号）」並びに「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」の主旨に則り，「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年６月日本学術会議）」を踏まえて，本学の実験動物飼養保管施設（以下「施設」という。）を適切に管理運営し，薬学の教育及び研究の推進に寄与することを目的とする。
（実験動物施設委員会の役割）
第２条　実験動物施設運営委員会（以下「委員会」とする。）は，次の事項について協議をする。
一　本施設の管理・運営に関する事項
二　本施設の予算に関する事項
三　動物の搬入，配置，飼養に関する事項
四　施設内の機器，器具，薬品及び備品を含む飼養保管施設に関する事項
五　施設利用者への広報及び教育訓練に関する事項
六　その他委員会が必要と認めた事項
（委員会の構成）
第３条　委員会は次の委員をもって構成する。
一　施設利用研究室の教職員　若干名
二　施設の管理者
三　その他本施設の管理運営上必要と認めた者
（委員の任期）
第４条　委員の任期は，２年とし再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
（委員長等）
第５条　委員会に委員長を置き，委員の互選により選出する。
２　委員会に副委員長を置き，委員の互選により選出する。
３　委員長は会議を召集し，その議長となる。
４　委員長が事故又は急用で会議を欠席する場合は，副委員長がその職務を代行する。
５　委員会は委員の３分の２以上の出席により成立し，出席委員の過半数をもって議決する。
（委員以外の者の出席）
第６条　委員会が必要と認めた時は，委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。
２　委員会には実験動物管理者を出席させ，報告させたり意見を聞くことができる。
（実験動物施設管理室）
第７条　本施設には実験動物施設管理室（以下「管理室」という。）を置く。
（管理室の構成）
第８条　管理室は管理者（学長の命を受け，実験動物及び施設等を管理する者），実験動物管理者（実験動物に関する知識及び経験を有し，管理者を補佐して実験動物の管理を担当する者で外部からの

出向者を含む。）及び飼養者（実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者）をもって構成する。

（管理室の業務）

第９条　管理室は，管理者の指示に従って，次の業務を行う。

一　施設の維持・管理運営（施設利用管理，施設の保守・洗浄・点検等）

二　動物の飼養･保管管理（動物の入出管理，動物の検収･配置，動物の飼育，試料の供給･管理等）

（担当事務）

第10条　委員会に関する事務は，教務課薬学分室が行う。

２　担当事務は，委員会開催に関する議事録等並びに動物の飼養・保管管理に関する記録等の作成及び保管等を行わなければならない。

（利用者）

第11条　本施設の利用者は，本学の教職員，学生，並びに研究員・研究生など大学が認めた者で，且つ，動物実験に関する教育訓練を５年以内に受講していることが認められ，学長により資格を認定された者とする。前記のうち，本学教職員以外の者が施設を使用する場合には，本学教職員の指導･監督を必要とする。ただし，委員会が適当と認めた場合はこの限りではない。

（利用者の遵守等）

第12条　利用者は，別に定める「実験動物施設利用細則」を遵守しなければならない。

２　利用者が前項に定める事項に著しく違反した場合には，管理主任者はその利用の停止を命じることができる。

３　停止命令を出した場合，管理者は速やかに委員会に報告しなければならない。管理主任者の報告を基に，委員会は該当する利用者に対し，利用資格剥奪を含む処分を検討し，学長に報告した上で適切な指導を行う。

（改廃）

第13条　この規程の改廃は，委員会の議を経て，学長が行う。

附　則

１　この規程は，平成16年３月10日から施行する。

２　この改正規程は，改正の日から施行する。

３　実験動物施設運営委員会の英語表記についは，「the Animal Care and Use Committee of Shujitsu University」とする。

４　この改正規程は，平成31年４月１日から施行する。